

朝倉小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) 基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」第2条では、いじめの定義を「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」としている。

同法、また、平成28年10月に公布された「秋田県いじめ防止対策推進条例」、平成29年4月に改訂された「横手市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、本校の全ての児童が安心して生活し、共に学び合うことができる環境や風土を学校全体で作り上げることを目指し、家庭・地域・専門機関との連携のもと、いじめの未然防止と早期発見、いじめへの適切な対応を図るための基本方針を定める。

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

① いじめ問題の克服にむけた基本的な方向

・いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一丸となって組織的に対応することが必要であるという認識のもと、保護者、地域社会、関係機関等と連携を図り、学校全体でいじめの未然防止と早期発見、適切な対応に取り組む。

・いじめを認知した場合は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、早期解決のため適切かつ迅速に対処する。

・「いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうる」ことを認識する。また、いじめの背景には、二者関係だけでなく複雑な人間関係がある場合が多く、教職員は、そうした関係を含めて児童生徒理解に努める必要がある。

・重大事態に至ったいじめについても、初期の段階では冷やかしやからかいである場合が多いことを考えると、いじめの定義に照らして積極的に認知し、早期に対応することが重要であることを共通理解する。

・児童生徒に対しては、いじめを自分たちの問題としてとらえ、防止等について主体的・積極的に取り組めるようにすることが重要である。その際、いじめは重大な人権侵害であり、「けんか」や「意見の対立」とは違うものであることをしっかり認識させ、「いじめられる側にも問題がある」という考えを乗り越えるようにする必要がある。

・本校の全ての教職員、児童が、いじめは人権を侵害する不当な行為であるという認識の下、問題に対して毅然な態度で臨み、いじめ防止等に主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつ。

・児童を見守っている学校・家庭・地域が「いじめほどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない、卑怯な行為である」、「いじめは学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、児童との信頼関係を築きながら、いじめ防止等の役割と責任を果たしていく。

② いじめ未然防止

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、児童全員を対象とした未然防止の取組を行う必要がある。

そのため、次の3点を重点内容とする。

・一人一人の児童をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性や人間関係形成能力を育む継続的な取組。

・家庭や地域との連携の下、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育み、いじめをなくす児童の主体的な行動を支援するなど、学校や地域全体にいじめを許さない風土を形成する取組。

・全ての児童が授業場面で活躍できるように、日々の授業において基礎学力を定着させるとともに、自分との違いを排除せずに理解する態度を育てるための授業づくりを目指す取組。

③ いじめの早期発見

いじめの定義に照らし、認知と対処を適切に行うことが早期解決につながることを、認知件数の増加は肯定的に評価されることを認識する必要がある。その際、特定の教職員が事案を抱え込まず、学校として組織的に対応することができるようにしなくてはならない。いじめの情報共有は責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応に向かうためのものであることを組織として認識する。

教職員の連携による組織体制の下、児童の小さな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき、速やかに対応することを基本とする。さらに、児童生徒からの情報が得られやすいアンケートの様式・方法に改善を図る。また、個人面談との併用等により、「アンケートでSOSを出せば、必ず学校が対応する」ことを全ての児童生徒が認識するよう、取組の徹底を図る。

次の3点を重点内容とする。

・定期的なアンケート調査や教育相談（定期・随時・チャンス）による早期発見と的確な実態把握の取組。

・個別の問題に対するスクールカウンセラーへのつなぎや電話相談窓口の利用について、全ての児童・保護者への周知をするなど、児童がいじめを訴え、通報しやすい体制を整える取組。

・日々の健康観察や日記などの日常的教育活動を通して、児童を観察する意識的な取組。

※学校以外の相談窓口

「24時間いじめ相談ダイヤル」「いじめ緊急ホットライン」「やまびこ電話」
「子ども人権110番」

④ いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童生徒の安全を最優先にしつつ、いじめを行った児童に対する適切かつ毅然とした指導を行う。学校として対応の記録を残し、保護者への情報提供を丁寧に行うものとする。また、「解消」の判断に際しては、児童生徒の関係の変化も含め、慎重かつ継続的な観察が必要である。

次の4点を重点内容とする。

- ・いじめ防止等に向けての組織的、実効的な対応を行うための校内組織（あさくら創快委員会）を設置し、実態の的確な把握、迅速かつ適切な対応。

特別対策委員会

○校長 ○教頭 ○教務主任 ○生徒指導主事 ○学年主任
○当該学級担任 ○養護教諭 等

外部人材

○市教育委員会生徒指導担当 ○（広域）スクールカウンセラー
●スクールソーシャルワーカー（必要に応じ）

- ・いじめ防止等についての校内研修の実施を通じた、「いじめを把握した場合の対処のあり方」についての教職員の理解。
- ・いじめ等の問題に対する積極的な学校への援助が得られるよう、学校・地域（民児協）・行政（福祉）の三者による日常的な協力関係の構築。
- ・いじめの内容が犯罪行為等の重大な事態と認められる場合には、横手市教育委員会と相談しながら対応を考え、必要に応じて所轄警察署等の外部の専門機関との連携を基にした適切な対処。

⑤ 家庭、地域、関係機関等との連携

子どもを取り巻く社会全体（家庭、地域、関係機関等）との連携を深め、児童を見守りながら、健やかな成長を促していくことを基本とする。

次の2点を重点内容とする。

- ・PTA組織、学校評議員等において、本校や地域のいじめへの対応状況について協議する機会の設定。
- ・地域や家庭とのつながりを重視した体験活動の充実。

2 いじめ防止等のための具体的な取組

（1）「居場所づくり」「絆づくり」によるいじめの起きにくい学校づくり

- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。その際、教師が主導して、学級・学校を、どの児童生徒にとっても心の落ち着ける場所にしていく「居場所づくり」と、児童生徒が主体的に活動し、互いが認め合える場面を実現する「絆づくり」と

を区別し、意識的・計画的に取り組むなど予防的な生徒指導を促進する。

- ② 小・中連携を推進し、「居場所づくり」「絆づくり」による効果的な指導について情報共有し、実践に生かす生徒指導体制を整備する。
- ③ 定期的なアンケート、面談、「居場所づくり」「絆づくり」の活動を組み込んだ、いじめ防止年間指導計画の策定と評価による見直しサイクルの確立を図る。

(2) 地域や家庭と連携した児童の社会性や豊かな心を育む体験活動の実践

- ・ 地域との関わり合いの中から児童の心を育てることを意図した体験活動の実施。

＜活動の例＞

あいさつ運動の推進

- ① 児童会からの発案
- ② (活動計画の策定)
- ③ 全校への周知
- ④ PTAへの周知
- ⑤ 事前の学級活動
- ⑥ 各地区でのあいさつ運動の実施
- ⑦ 事後の評価・振り返り (地域の町内会代表者等を招いて)

(3) 子ども同士の関わり合いを深める交流活動の充実

- ・ 児童の居場所づくりという観点から、授業改善に努め、「分かる授業」の実践を図る。
- ・ 「あたたかい聴き方」「やさしい話し方」を徹底指導し、他を尊重する態度やコミュニケーション能力を育む場としての授業づくりに努める。
- ・ 児童の自発性を引き出し、異年齢交流と豊かな体験の場としてのたてわり活動の活発化
- ・ 児童の人間関係づくりを促進し、自己有用感の醸成に努める学校行事の実践。
- ・ 他者とのコミュニケーションの必要性や人と関わり合うことの大切さを気付かせ、人間関係形成能力を育成するための、外部人材を活用した体験学習・校外学習の実施。
- ・ 道徳科や特別活動の学習を事前・事後の指導に取り入れたネットいじめ等の情報モラル指導や命の教育の実践による、望ましい規範意識やコミュニケーション能力の定着。

(3) 児童のサインを見逃さない「観察・情報収集・客観的理解」による早期発見の取組

- ・ 児童が出すサインを見逃さない「いじめサイン発見シート」を活用した積極的な観察。
- ・ 定期的な教育相談やチャンス相談等、児童・保護者・教職員からの情報を積極的に収集。
- ・ いじめアンケートやあさほかアンケート、ネット利用実態調査等の調査による客観的な理解によるいじめの早期発見への積極的な取組。
- ・ アンケート調査と校内いじめ防止委員会との有機的な関連による、学校のいじめ問題に対する組織的な取組の評価・改善。

3 小中連携組織としてのいじめ対策等の推進

(1) 学区内の小中連携をより充実させ、9年間で児童を見取る組織体制の推進

- ・ 横手北中学校区におけるいじめ対策等、小中連携して生徒指導を推進するための生徒指導担当者会を中核とする各部会と連携した組織的体制づくり。
- ・ 定期的な生徒指導担当者会を開催 (必要に応じて他部会と共催) し、それまでの取組と活

動の評価・振り返りを実施し、児童のより主体的な成長を促すための取組についての見直しや検討を図る。

(2) 組織図 (横手北中学校区)

